



パートナー国の脱炭素化への現実的かつ着実な移行のための「脱炭素移行政策誘導型インフラ輸出支援」を実施。

1. 事業目的

相手国の脱炭素化という長期的な視点で、脱炭素社会への現実的かつ着実な移行に向かう「脱炭素移行政策誘導型インフラ輸出支援」を実施。将来の気候変動リスクの低減とともに、エネルギーアクセスの改善、大気汚染対策、化石燃料輸入額の縮小など、相手国に多面的な便益をもたらし得るものとなる。

2. 事業内容

パリ協定の目標達成のため、我が国はJCMの構築・実施を通じて、途上国における優れた脱炭素技術等の普及とCO2排出削減を推進。効果的・効率的なJCMの実施には、適切な制度構築・運用、信頼性確保に重要なMRVの促進等が重要。本事業では当該基盤的業務を実施。また、JCMにつながる事業として以下を推進。

- プロジェクト登録、クレジット発行等を相手国政府と行う合同委員会開催や、登録簿運営、MRV実施など信頼高いJCMの運用を行う。
- 脱炭素社会への現実的かつ着実な移行に向かう**長期戦略支援の実施**。国だけではなく、都市というレイヤーでの連携強化。**都市の脱炭素化の実施支援**。
- 大気汚染・廃棄物処理問題など、途上国が抱える環境問題を解決することで、脱炭素社会への道筋をつける。**気候変動と環境問題の同時解決**。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体等
- 実施期間 平成16年度～令和12年度

4. 事業イメージ

「脱炭素移行政策誘導型インフラ輸出支援」の柱

長期戦略策定・実施支援

- JCMなど我が国の政策ツール等を通じた、脱炭素社会への現実的かつ着実な移行。

都市の脱炭素化の実施支援

- 日本の都市と途上国の都市による技術・ノウハウの共有。国だけではなく都市のレイヤーによる取組促進。

気候変動と環境汚染問題の同時解決支援

- 途上国にとって目下喫緊の課題である、大気汚染・水質問題・廃棄物処理問題を同時解決。

① JCM運営等費用（JCM運用／登録簿運営／MRV実施／JCM等案件組成）



【令和3年度要求額 1,009百万円（979百万円）】

JCMの高い信頼に向け、必要なプロジェクトのMRV等を実施。

1. 事業目的

MRVにより、JCMプロジェクト実施によるCO2排出削減量の特定及びクレジット化を促進し、費用対効果の優れたプロジェクトの推進により、効果的・効率的に我が国の約束草案の目標達成に貢献する。

2. 事業内容

パリ協定の目標達成のため、我が国はJCMの構築・実施を通じて、途上国における優れた脱炭素技術等の普及とCO2排出削減を推進。効果的・効率的なJCMの実施には、適切な制度構築・運用、信頼性確保に重要なMRVの促進、費用対効果の優れたプロジェクトの発掘等が重要。本事業では当該基盤的業務を実施。

JCMの実施に必要な制度構築や合同委員会事務局の運営、クレジットを管理する登録簿の運用、JCM活用の課題抽出及び対応策の検討、費用対効果の優れたプロジェクト候補の発掘を行いつつ、各JCMプロジェクトのMRV等を促進します。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体等
- 実施期間 平成16年度～令和12年度

4. 事業イメージ

JCMの制度構築・運用／MRV実施・案件発掘

【合同委員会の開催】



【MRVのプロセス】



お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 市場メカニズム室 電話：03-5521-8246

②-1 パリ協定に基づく長期戦略支援事業



【令和3年度要求額 221百万円（201百万円）】

途上国・新興国における、パリ協定に基づく長期戦略策定・実施支援を実施。

1. 事業目的

パリ協定の目標達成に向けて、相手国も脱炭素化を進める必要があることから、脱炭素社会への現実的かつ着実な移行に整合的な「脱炭素移行政策誘導型インフラ輸出支援」を実施。

2. 事業内容

我が国の長期戦略支援で活用できる政策ツールをアジア諸国を中心に提供。脱炭素社会への移行の方針を示す長期戦略の策定・実施に向けた政策的な支援を実施。

相手国に対して、①政策ツールとしてのPaSTI（透明性パートナーシップ）、②技術移転としてのJCM、③政策キャパシティビルディングとしての世銀プログラム（PMI）、④政策オプションを評価するAIMモデルをパッケージとしての長期戦略支援を実施。これらを実施することで、脱炭素への移行を加速。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体等
- 実施期間 平成16年度～令和12年度

4. 事業イメージ

長期戦略策定・実施支援の具体プログラム

PaSTI（透明性パートナーシップ）

- セクターごとに排出削減のポテンシャルの「見える化」の推進。対策を講ずべきセクター・手法を把握。
- 相手国の民間企業による排出量の公表を促進。

AIMモデルの活用

- 長期戦略の策定にあたり、それぞれの政策による削減効果を算出し、削減シナリオづくりを支援。

JCM（二国間クレジット制度）プロジェクト

- 脱炭素技術・システムの展開により、実効的な排出削減を実現。

②-2 脱炭素都市プラットフォーム・脱炭素都市間連携事業



【令和3年度要求額 419百万円（469百万円）】

都市同士の脱炭素化のノウハウや知見の移転を通じて、途上国都市の気候変動マスタープラン策定等を行う。

1. 事業目的

「脱炭素移行政策誘導型インフラ輸出支援」のひとつとして、都市のレイヤーでの連携強化により脱炭素化を進める。知見やノウハウを共有する国際セミナー等を開催し、都市の脱炭素化の実施支援と、新規参加を推進する。また、都市が抱える問題解決のソリューションとしてJCMを活用する。

2. 事業内容

都市間連携を通じた脱炭素型都市づくりを実践することで、我が国の企業が進出しやすい環境づくりを行う。

脱炭素都市プラットフォーム／脱炭素都市間連携事業

我が国と世界の脱炭素都市の好事例・課題や、脱炭素政策支援ツールの共有により、現在の脱炭素都市の実施の後押しと新規都市の参加を促進。都市同士の脱炭素化のノウハウや知見の移転を通じて、途上国都市の気候変動マスタープランを策定。

また、地方自治体の取組により達成した相手国における温室効果ガスの排出削減・吸収量の一部を定量評価し、地方自治体の削減目標に活用する仕組み、企業の取組による排出削減・吸収量の定量化の検討を開始する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体等
- 実施期間 平成16年度～令和12年度

4. 事業イメージ



都市間のハイレベルでの署名
(地方公共団体のノウハウ・知見の共有)



ソリューションとして具体のJCMプロジェクトを形成
(都市間連携から生まれたJCMプロジェクト約20件)

③-1 我が国循環産業の国際展開による脱炭素化支援事業



【令和3年度要求額 253百万円（253百万円）】

相手国自治体との協力による上流側へのアプローチ等を通じた案件形成や民間事業者の実現可能性調査の実施支援。高効率の廃棄物・リサイクル技術を活用して世界全体での温室効果ガス削減し、脱炭素社会への移行に貢献

1. 事業目的

- ①相手国のニーズを把握し、公共調達にいたるまでの上流側へのアプローチを通じて、案件形成を促進
- ②民間事業者が実施する事業性等の調査への支援を通じた循環産業の国際展開
- ③相手国自治体への調達手続支援を行うことで、温室効果ガスの削減と廃棄物・リサイクル分野における取組の加速化を実現

2. 事業内容

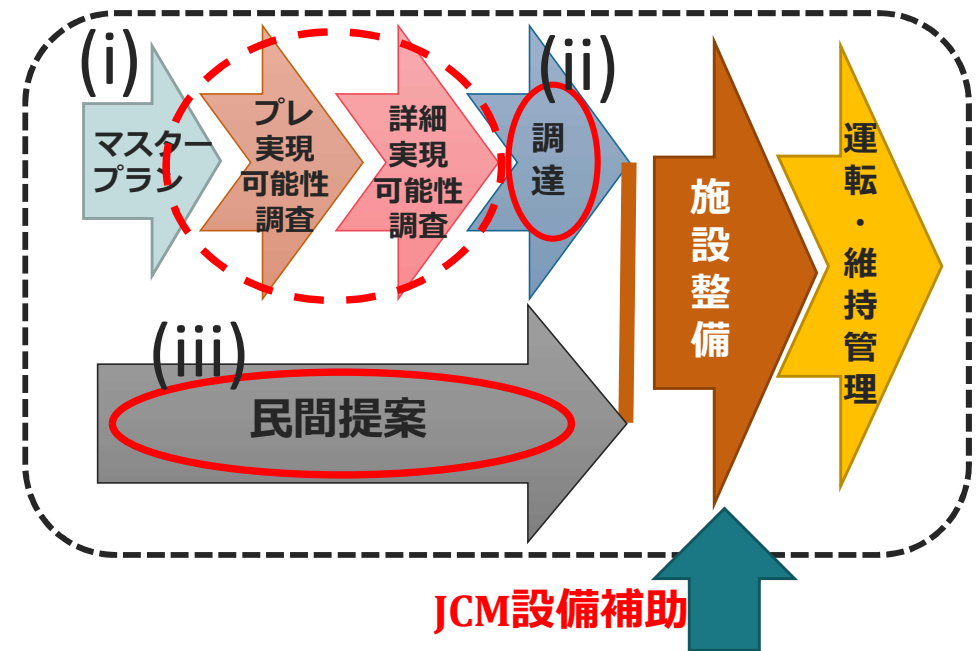
- 脱炭素社会を実現するためには、今後さらなる人口増加や経済成長が予想されているアジア太平洋地域や中東・アフリカ地域を始めとする諸外国の廃棄物管理を脱炭素型への誘導が急務である。
- このため、本事業では、我が国が培った高効率の廃棄物・リサイクル技術を国際的に展開し、相手国の廃棄物管理能力を向上させ、将来的な脱炭素化につなげるものとする。具体的には、PPP（官民連携）による廃棄物・リサイクルインフラ案件の組成に向け、発注支援等の上流からの関与を行うほか、その準備に必要な実現可能性調査を実施する。
- こうした取組を通じて、脱炭素社会の構築に向けた廃棄物・リサイクル分野での案件を組成し、JCM補助事業やJCM日本基金（ADBに設置）等を活用して具体的な脱炭素化への移行に貢献する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率1/2又は2/3）及び委託事業
- 委託先 民間事業者等 ■ 補助対象 民間事業者等
- 実施期間 平成29年度～令和12年度

4. 事業イメージ

相手国自治体での廃棄物処理施設導入プロセス



③-2 アジア地域におけるコベネフィット型環境汚染対策推進事業



【令和3年度要求額 305百万円（305百万円）】

コベネフィット型対策技術の普及を通じ我が国への越境大気汚染の軽減を図りつつ脱炭素社会の実現を支援。

1. 事業目的

- ① 我が国への越境大気汚染の軽減
- ② エネルギー起源CO₂の削減による気候変動の緩和
- ③ 我が国のコベネフィット※型対策技術の海外展開の促進
- ④ 将来的なJCMに基づく温室効果ガス削減事業の展開

2. 事業内容

アジア地域の環境汚染と我が国への越境大気汚染の軽減に加え、温室効果ガス削減目標（パリ協定）達成に向け、二国間の取組を通じたコベネフィット型対策を促進。同時に、温室効果ガス削減事業の展開のため、多国間の枠組（国際機関等）を活用し、二国間の取組成果やコベネフィット型対策技術を普及。

中国からアジア地域へのコベネフィット型の対策技術の普及・事業化促進

日中環境大臣間のコベネフィット推進に係る覚書(H28.4)及び、大気環境改善に係る覚書(H30.6)に基づき、政府間・都市間（日本の地方自治体や産業界の知見・ノウハウを活用）の連携を通じたコベネフィット型対策技術の普及及び事業化促進等。

3. 事業スキーム

- | | |
|--------|--------------|
| ■ 事業形態 | 委託事業 |
| ■ 委託先 | 民間団体 |
| ■ 実施期間 | 平成26年度～令和8年度 |

4. 事業イメージ

